

本寺地区景観計画スタート

厳美渓から栗駒山への途中にある本寺地区は、中世から骨寺村と呼ばれ、中尊寺の荘園があつた場所です。農村の形態を伝える貴重な例として、昨年、主要な地域が骨寺村莊園遺跡として国史跡に指定されました。また、現在準備が進められている平泉の世界文化遺産登録の対象地域にも属しています。

本寺地区景観計画の位置づけ

この計画は、地区景観を守り育てるためのものであるとともに、世界文化遺産登録に必要なものです。計画づくりにあたっては、地域代表と学識経験者がいる委員会や住民説明会意見交換会で話し合いを重ねながら進めてきました。

なお、この計画は、新しく制定された「景観法」に基づく、県内では初めての計画です。

中尊寺に残る2種類の「陸奥国骨寺村絵図」は、どちらも国の重要文化財となつてゐる貴重な荘園絵図で、この絵図に描かれた農村の姿が現在の景観とよく

似ていることが特徴です。地形が変わらず、農家も昔ながらの伝統的な様式を保つていることが幸いし、地域景観の基本的な構造は中世絵図の世界を受け継いでいます。絵図を持つ

目的となっています。

そのための基本方針として、

そのための基本方針として、
計画では
中世から続く景観を次世代に
継承する

ii 水田を中心とした伝統的な農業文化。

iii 美しい農村集落の景観と農家

のたたずまいを継承する
VV來訪者への利便機能を整備す

いを語るの和併機能を整備する

V 景観阻害要因を排除し協議等によつて景観向上を図る

の5つが示され、この基本方針に基づいて、▽伝統的な景観の

特徴を資源としてリストアップするところによる保全▽来訪者へ

の案内や情報提供▽建築物や工

作物開発行為などで景観に影響が大きいと予測される行為への対応などを図ることとされています。

景観変更には届け出が必要です
本寺地区で新しく建設行為を

区分		規模など	
建築物の変更	新築・増築・改築または移転 外観を変更する修繕や模様替えまたは色彩の変更	建築面積が10m ² を超えるもの 道路に面した外観の変更で、変更面積の合計が10m ² を超えるもの	
届け出が必須な行為	新設、増築、改築もしくは移転 外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更	煙突、柱、高架水槽、屋外照明など 遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、自動車駐車施設、彫像、記念碑など 擁壁、さく、塀など 電柱など 電線路など 変圧器などの地上機器など 自動販売機およびその付帯施設	高さ5mを超えるもの 高さ5mを超えるものまたは建築面積が10m ² を超えるもの 高さ1.5mを超えるもの 高さ10mを超えるもの 設置する変圧器などの地上機器すべてのもの 高さ1mを超えるもの
	開発行為 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発行為の面積が1万m ² 以上のもの(都市計画法第29条第2項)	
	土石の採取または鉱物の掘採	採取または掘採に係る部分の面積が300m ² を超えるものまたはその行為に伴い生じるのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの	
	土地の形質の変更 のり面、擁壁、土地の造成など	変更部分の面積が300m ² を超えるものまたはのり面、擁壁の高さが1.5mを超えるもの	
	木竹の伐採	高さ5mを超える、かつ伐採面積が300m ² を超えるもの	
	屋外におけるたい積物 土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積(期間が90日を超えるものに限る)	たい積の用に供される土地の面積が50m ² を超えるものまたは高さが1.5mを超えるもの	

する場合は、事前にその行為を市に届け出ることが法律によつて求められます。

もかまいません）。事前相談の際
に届け出の様式や景観形成基準
の説明などを行います。

なお、この計画概要をまとめ
たパンフレットを作成していくま
す。詳しくは左記へ問い合わせ
ください。